

規制・届出等の見直しについて

労働安全衛生法上の事業者の義務(概要)

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

安全衛生管理体制の確立

組 織

- 安全衛生委員会等の設置

専門的な知見を有する者の配置

- 安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任

具体的措置

労働者の危険を防止するための措置

- ・ 機械設備等の安全化(覆いの設置等)
- ・ 作業の安全化(保護帽の着用等)

労働者の健康障害を防止するための措置

- ・ 健康診断の実施
- ・ 作業環境測定の実施
- ・ 保護具の使用

規制・届出等の見直しの方向性(概略)

【考え方】 新たな課題等に対応した規制の充実等を検討する一方、事業場での自主的な取組や技術水準の向上等により、規制の目的が実質的に達成できるようなものについては、実態に合わせた合理化等を検討することが考えられないか。

	危険・健康障害防止基準等	手続き規定
機械	<ul style="list-style-type: none"> ・設備上の安全基準(覆いや囲い、安全装置等) ・作業時の安全基準(合図、作業帽の着用、立入禁止等) 等 → 機械等の回収・改善命令の範囲、公表の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・計画届 ・特定機械等の検査等 → 合理化を検討 → 外部委託化の促進
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡提供時の表示、SDSの交付 ・作業管理(保護具の使用等) ・作業環境管理(局排等の工学的対策) ・健康管理(健康診断) 等 → 多様化する取扱物質に対応した連続的な規制の充実を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・計画届等 → 合理化を検討

安衛法第88条に基づく計画届(概要)～その1

届出の対象	必要な書類等	届出先、期限	法令
<p>【工場の新設等】 以下の業種かつ規模の事業場に係る建設物・機械等の設置、移転、主要構造部分の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造業(一部除外)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業 ◆ 電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上 <p>※マネジメントシステムの実施等の一定の要件に適合していると監督署長の認定を受けた事業者は、届出を免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業場の周囲の状況及び四隣との関係(図面) ■ 敷地内の建設物及び主要な機械等の配置図 ■ 原材料・製品の取り扱い、製造等の作業方法を概要 ■ 建築物の平面図・断面図、機械の配置図 ■ 労働災害防止の方法・設備の概要 	<p>監督署長宛</p> <p>工事開始日の30日前</p>	<p>安衛法第88条第1項</p> <p>法88-1のただし書き</p>
<p>【危険・有害な機械等の設置等】 以下のいずれかの機械等の設置、移転、主要構造部分の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 動力プレス、足場、局所排気装置等の25種類の機械 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 構造図、配置図等 	<p>監督署長宛</p> <p>工事開始日の30日前</p>	<p>安衛法第88条第2項</p>

安衛法第88条に基づく計画届(概要)～その2

届出の対象	必要な書類等	届出先、期限	法令
<p>【大規模な建設工事】 以下のいずれかの建設等の仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高さが300m以上の塔 ◆ 堤高が150m以上のダム ◆ 最大支間500m以上(吊り橋1000m)の橋梁 ◆ 長さが3000m以上のずい道等 ◆ 深さが50m以上の立坑の掘削 ◆ 0.3メガパスカル以上の圧気工法 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係(図面) ■ 建設物等の概要(図面) ■ 工事用の機械、設備、建設物等の配置図 ■ 工法の概要 ■ 労働災害防止の方法・設備の概要 ■ 工程表 等 	<p>厚労大臣宛</p> <p>仕事開始日の30日前</p>	<p>安衛法第88条第3項</p>
<p>【一定規模以上の建設工事等】 以下のいずれかの建設等の仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高さ31mを超える建築物・工作物 ◆ 最大支間50m以上の橋梁 ◆ ずい道等 ◆ 10m以上の地山の掘削 ◆ 圧気工法 ◆ 石綿等の除去 ◆ ダイオキシン類を有する廃棄物の焼却施設に設置された焼却炉等の解体 	<p>同上</p>	<p>監督署長宛</p> <p>工事開始日の14日前</p>	<p>安衛法第88条第4項</p>

検討の論点

(総論)

12次防で検討することとされた、技術革新に対応した規制のあり方については、長期的に検討していくが、着手可能なものから順次見直すこととする。

具体的には、事業場での自主的な取組や技術水準の向上等により、規制の目的が実質的に達成できるようなものについて、実態に合わせた合理化や民間活力の促進等の観点から見直しを検討することが考えられないか。

その論点としては、以下のものが考えられるのではないか。

(各論)

- 産業実態に合わせるよう産業界から要望が上がっている安衛法第88条第1項に基づく計画届について見直しを検討すべきではないか。
- その他、規制の合理化等を図るべき内容はないか。